〇指定管理者(候補者)の選定の方法及び結果結果について

施設名: 秋田県マリーナ施設(秋田マリーナ、男鹿マリーナ、本荘マリーナ)

● 選定の方法

1 申請団体から提出された事業計画書等により、選定基準に沿って設定した審査項目ごとに各委員が評価(評点付け)を行った。 (評点)

5点:特に優れている 4点:優れている 3点:やや優れている 2点:やや劣っている 1点:劣っている

- 2 全委員の評点を合計し、選定基準のウエイトをもとに評点の合計を100点換算した。(満点を100点として再計算)
- 3 2をもとに委員間で総合的観点から議論・検討し、申請者の適格性を審査し指定管理者の候補者として選定した。

〇 評点表

			2 営業所の位置 (確保されなければ (失格)		4 効率的な管理 運営		6 その他施設の 設置目的、性質に 応じて定める基準	合 計	
		10なければ大竹/	大伯)	(満点:25点)	(満点:25点)	(満点:40点)	(満点:10点)	(満点:100点)	l
Ī	(株)マリーナ秋田	0	0	19. 2	15. 5	28. 8	7. 4	70. 9	

■ 総合評価(選定結果)

- 評点を「やや優れている」とした場合の合計点となる60点を選定の目安として審査した。
- ◎ 委員の意見を集約し候補者としての適格性が認められたことから、「(株)マリーナ秋田」を指定管理者の候補者として選定することに 決定した。

【主な意見】

- 〇 安全管理面の取組が評価できる。
- 合計点が7割を超えており、候補者として問題ない。
- 経常赤字のため収支計画等の項目に高い評価はつけにくいが、今後の計画性は認められる。